

法務省民二第768号
平成23年3月25日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）の施行に伴う登記事務の取扱いについては、本日付け法務省民二第767号民事局長通達（以下「通達」という。）が発出されましたが、通達の運用に当たっては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 証明書の交付請求について

1 証明書を交付する場合の取扱い

請求情報を電子情報処理組織を使用して提供する方法により証明書（登記事項証明書、電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面及び電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面をいう。以下同じ。）の交付の請求があった場合において、受取先として指定した登記所（以下「受取先登記所」という。）で証明書を交付するときは、請求者（証明書を受け取る者として指定された者を含む。以下同じ。）が提供する情報（①証明書を受け取る者の氏名及び住所、②申請番号及び③証明書の合計の請求通数。以下「提供情報」という。）を確認し、請求書にその旨を記載するものとする。

2 受取先登記所を誤った場合の取扱い

請求者が指定した受取先登記所以外の登記所では証明書を交付することができないから、請求者が指定した受取先登記所以外の登記所で交付を受けようとする場合には、受取先登記所に相談するよう助言するものとする。

なお、請求者から、受取先登記所に、提供情報を記載した書面及び返信用の郵便切手を同封して証明書の送付の申出があった場合には、これに応じて差し支えない。この場合には、請求書に、送付の申出があった旨及び当該申出に応じて証明書を送付した旨を記載するものとする。

3 法務大臣が定める情報を提供することができない場合の取扱い

請求者が受取先登記所に証明書を受け取りに訪れた際に、提供情報を失念したことなどにより当該提供情報を提供することができない場合には、原則として、証明書を交付しないものとする。ただし、請求者が提供情報を提供することができないことについて、やむを得ないと認められる事情がある場合には、請求者が運転免許証その他公務員が作成した証明書であって、請求者と受取先登記所に訪れた者が同一の者であることを確認することができる文書を持参しており、当該文書を確認し、請求者本人であると認められるときに限り、証明書を交付して差し支えない。

なお、この場合には、請求者の了解を得て、当該文書の写しを作成し、請求書に添付するものとし、請求者の了解を得ることができない場合には、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容を請求書に記載するものとする。

第2 登記完了証等について

1 登記完了証の記録事項について

(1) 申請情報に補正がある場合の取扱いについて

申請情報に不備があるため、補正を命じた場合において、その補正情報が提供されたときは、登記完了証に編集する申請情報は、当該補正情報により補正された後の申請情報とする。

なお、軽微な不備で、補正を命ずることなく登記を完了した場合には、その申請情報を修正することを要しない。

(2) 登記完了証に編集しない申請情報について

ア 申請情報として提供される情報のうち、申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第34条第1項第1号）及び住民票コード（規則第36条第4項）は、登記完了証に記録しないこととされている。

イ 申請書に記録されている情報のうち、申請情報等を補充する情報であって、当該情報が個人のプライバシーを侵害するおそれがあるもの（例えば、隣接地所有者の電話番号等）その他登記完了証に記録することが相当でないと認められるものは、登記完了証に記録しないものとする。

(3) 登記完了証の記録事項として新たに規定された事項について

ア 規則第147条第2項の符号

同順位である2以上の権利に関する登記をする場合に当該登記を識別するために順位番号に付される符号は、登記完了証の「申請受付番号」欄に記録する受付番号の後に記録するものとする。

イ 共同担保目録の記号及び番号

共同担保目録の記号及び番号は、今回の規則の改正により登記完了証に記録すべきものであることが明確にされた。そのため、記録される内容は、改正前の登記完了証に記録されていたものと変更はない。

ウ 法第27条第2号の登記の年月日

表示に関する登記が完了した場合には、登記完了証の「登記の年月日」欄に、不動産登記法（平成16年法律第123号）第27条第2号の登記の年月日を記録するものとする。

なお、権利に関する、登記が完了した場合における「登記の年月日」欄の記録は、「一」と記録するものとする。

2 登記完了証の交付方法について

(1) 電子申請の登記完了証

ア 電子申請の場合でも、書面により作成した登記完了証を交付するときは、書面申請の場合と同様に、地紋紙により作成したものを交付するものとする。

イ 電子申請の場合には、書面で作成した登記完了証の交付の申出がないときであっても、登記の完了までに、当該申出があったときは、これに応じて差し支えない。この場合には、電子申請管理用紙の余白に、申出があった年月日及び申出をした者の、氏名を記載するものとする。

(2) 送付の方法による登記完了証の交付

- ア 送付の方法により登記完了証を交付する場合において、郵便切手等を提出して速達等による送付の申出があったときは、これに応じて差し支えない。
- イ 送付の方法による登記完了証の交付の申出がされた場合において、当該送付に要する郵便切手等が提出されないときは、当該登記完了証を送付しなくても差し支えない。
- ウ 申請人又はその代理人から、レターパック 500 により登記完了証の送付の求めがあった場合には、これに応じて差し支えない。

3 登記完了証の廃棄について

書面により作成した登記完了証を申請人又はその代理人が受領しないまま、規則第 182 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する期間が経過し、当該登記完了証を廃棄する場合には、裁断機等を使用するなどして記録された文字が読み取れないような措置を講ずるものとする。

第 3 受付帳の取扱いについて

1 受付帳の調製

不動産登記に関する受付帳として、不動産登記の申請に係る受付帳のほか、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明に係る受付帳も調製することとされたが、これらの受付帳は、磁気ディスクをもって調製することとされている。そのため、本年 4 月 1 日以降に受け付けた不動産登記の申請等に係る受付帳は、書面に印刷することを要しない。

なお、管轄転属等に伴い、受付帳を書面により調製する必要がある場合には、受付帳を書面に印刷して調製することとしても差し支えない。この場合には、書面に印刷した受付帳が規則に規定する受付帳となる。

2 受付帳の保存期間

受付帳のうち、登記識別情報に関する証明に係る受付帳の保存期間は、受付の年の翌年から 1 年間とされている。